

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:建設部公園緑地課 No.011

処 分 名	保存樹木の指定
処 分 の 概 要	緑豊かな自然環境を形成している樹木、樹林及び生け垣を、あらかじめ所有者等の承諾を得て、保存樹木等として指定します。
根拠条例等・条項	春日部市緑の保全と緑化の推進に関する条例 (平成17年10月1日条例第150号)第16条3項
審 査 基 準	<p>○樹木、樹林及び生け垣について、要件に該当する場合には保存樹木等として、指定することができます。</p> <ul style="list-style-type: none">・地域の住民の健全な心身の保持及び増進又は公害若しくは災害の防止に効果があるもの・神社、寺院等と一体となって当該地域において伝統的又は文化的意義を有するもの・緑のまちづくりのため必要であり健全で、かつ、樹容が美観上特に優れており、地域の美観、風致を維持するため保存する必要があると認めるとき <p>○指定にあたっては、あらかじめ所有者等の承諾を得ます。</p> <p>○指定した場合には、所有者等に通知するとともに、告示します。</p>
標準処理期間	14日
設定年月日	平成27年4月1日
申請時期	随時
申請方法	庄和総合支所2階公園緑地課窓口への提出または郵送
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/machi/kankyau/ryokuka/hozobjumoku.html

**根拠条例及び
関係例規等の抜粋**

■春日部市緑の保全と緑化の推進に関する条例

(保存樹木等の指定)

第16条 市長は、緑豊かな自然環境を形成している樹木、樹林及び生け垣で次の各号のいずれかに該当するものを保存樹木等として指定することができる。

- (1) 地域の住民の健全な心身の保持及び増進又は公害若しくは災害の防止に効果があるもの
- (2) 神社、寺院等と一体となって当該地域において伝統的又は文化的意義を有するもの
- (3) 緑のまちづくりのため必要であり健全で、かつ、樹容が美観上特に優れており、地域的美観、風致を維持するため保存する必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の指定をしようとする場合は、あらかじめ当該緑地の所有者、占有者又は管理人（以下「所有者等」という。）の承諾を得なければならない。

3 市長は、第1項の指定をした場合は、所有者等に通知するとともに、保存樹木等の所在地、範囲等を告示しなければならない。

4 市長は、保存樹木等に関し必要があると認めるときは、所有者等に対し必要な助言、指導又は援助をすることができる。